

(別添2)

## 事業評価の結果 (内容評価項目)

福祉サービス種別 認定こども園 (保育所型)

第三者評価の判断基準

事業所名 長野市なかじょう保育園

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点[保育所]共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況 = 多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

コメントで良い事例は、取り組みの余地がある場合はで表示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の作成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。</li> <li>3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。</li> <li>4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。</li> <li>5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。</li> </ol>	<p>・全体的計画は、児童憲章、児童の権利条約・児童福祉法・保育所指針等の趣旨をとらえた長野市の「長野市保育理念」「教育・保育の基本方針」「長野市保育理念」「教育・保育の基本方針」に基づいて作成されている。</p> <p>全体的な計画は長野市の保育理念、基本方針、園の方針、保育目標 <u>なかよし子どもかんがえる子どもじょうぶな子ども</u>に基づいて作成されており、地域に根ざした目標となっている。</p> <p>年度はじめに保護者に配布される「入園の案内」に収められており、とてもわかりやすく相手の目線で編成されている。</p> <p>・全体的な計画は年度末に振り返り、次年度に確認している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b)	<p>6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</p> <p>7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>9 内装等には、木材を利用している。</p> <p>10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p>	<p>・「保育環境マニュアル」に沿って、保育環境チェックを行い安全点検表、寝具衛生チェック表を用い安全、衛生に努めている。</p> <p>・中条小学校の校舎の一部を利用しており園舎は古いが床材等に、木材を使用しているところもある。園の部屋は利用園児が多かった頃と同じ利用定員を基準にしており、現在6名の利用者のみのため広く感じる。</p> <p>・園の庭の大きな砂場と、園舎からすぐ下に小学校のグラウンドがあり、自由に使えるので遊ぶ環境は整っている。また部屋の中に遊びのコーナーを作り、子どもが好きな場所で落ち着けるようにしている。</p> <p>・部屋にゆとりがあるので、本を読む部屋や午睡と食事の場所は分けている。トイレの環境チェック表や水回りの環境チェック表で確認している。</p> <p>蛍光灯が使用されているが、「水銀に関する水俣条約」、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」等に基づき製造が2027年末に中止することが決まっている。建物の利用方法を考慮し計画的にLED化されることを期待する。</p>
			一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a)	<p>13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>	<p>・「保育マニュアル」に従って「家庭の調べ」を基に個別懇談を行って、情報を収集し、一人一人の発達や家庭状況を把握した上で個別計画を作成し、職員全体で情報を周知している。</p> <p>・一人ひとりの子どもの背景を把握し言葉で表現できない子どもにも配慮し、表情や子どもの姿を細やかに見て言葉をかけている。</p> <p>子どもの目線になってゆっくり丁寧な話かけをしている。他の地区から転園した幼児が、少人数であるなかじょう保育園の環境に合い前園では行き渋っていたが、笑顔で毎日当園している子どもがいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
A	1	(2)	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a)	19	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	<p>・子ども一人ひとりの発達や性格などに合わせ、基本的なことが身につくように援助を行って自分でやろうとする気持ちを大切にしている。</p> <p>保育目標の「じょうぶな子ども」の取り組みとして「健康な生活リズムを身に付け思いっきり、体を動かしておいしくごはんを食べよう!!」を日々の保育に取り入れている。一日の流れを大切に、その日の子どもの様子を見て工夫し月齢にあった保育を保育士が実践している。</p> <p>令和元年度に信州型自然保育「信州やまほいく」の普及型の認定を受けて今年度更新している。</p>
			20		基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。		
21	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。						
22	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。						
23	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。						
		子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b)	24	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。	<p>・子どもの興味、関心を把握しながら、自主的に展開できるような関わりをしている。順番を守ったり、挨拶、物を大切にすること等を日々の保育の中で大切にしている。夏には寒冷紗やテントを張り、戸外遊びを積極的に行っている。</p> <p>・地域の人たちからも大切にされており、高齢者交流や幼保小の交流を定期的に設けている。</p> <p>訪問日は年長は遠くの遺跡まで散歩に出掛けていた。0歳児と2歳児は、小学校のグラウンドを利用し、走ったり、草取り、きのこを見つれたり、大木に触ったり様々な体験を十分に得られるように保育している。令和元年度に信州型自然保育「信州やまほいく」の普及型の認定を受けているが特化型と並ぶほどの環境である。今年は暑い日が多かったため、水遊びの日は25日あり、川で拾った石をキーホルダーにするなど、身近に自然があり触れ合う機会が多い。</p> <p>5歳児を中心とした散歩では、河岸段丘をいったん降りて、再び上ると、公園となっている縄文時代中期の遺跡まで足を延ばすことができる。そこには復元住居が2軒あり、子どもと職員と一緒に楽しく遊ぶ場となる。里山の風景も満喫できる。散歩途中の交通量はそれほど多くなく、安全に歩くことができる。園舎の階段を昇れば、そこは小学校。児童との自然なかかわり合いは、保・小が一貫という本園ならではの優れた特徴である。</p> <p>こどもの人数が少ないため、集団での協同としての活動の援助が難しい。近くの保育園の訪問を計画的にされており、引き続き、子ども同士の日常的に生まれる生活のルールが身に付くよう配慮を期待する。</p>	
25	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。						
26	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。						
27	戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。						
28	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。						
29	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。						
30	社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。						
31	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。						
		地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。		32	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)			33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
			乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。 36 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	・0歳児が安心して過ごせるように未満児保育マニュアルに沿って保育している。少人数保育のため、1対1で子どもが安心して保育を受ける環境と内容になっている。
			3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分ですらとする気持ちを尊重している。 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。 44 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	・1歳児は該当する子どもがいない。2歳児が3人いる。子どもの成長、発達に合わせて室内環境を整え、安心して遊べるようにしている。 ・保育士が仲立ちとなり、友達と関わる楽しさ等を伝えるようにしている。保育士は子どもの気持ちを良く理解しており子どもの状況を良く把握している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)			46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
			3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b)	47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	・3歳児、4歳児は該当の子どもがいない。 集団の中での保育については、少ない人数の中、重点課題として近隣の保育園との交流を掲げている。近くの七二会保育園や信州新町保育園との交流を通し集団の中での保育を心がけて努力している。 5歳児が2人利用しているが、訪問当日は1人がお休みのため1人であった。利用人数が少ないため集団での保育という環境を整えることが難しい。 ・幼保小連携会議や中条小学校への要録を提出している。
			障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		51 建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。 52 障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	・本年度は障がいのある子どもはいない。 障がいのある子どもがいるときは児童発達支援センター「にじいろキッズらいふ」による園訪問で、助言や指導を受けることになっている。連携を取りながら安心して園生活が送れるように配慮している。 ・昨年度まで障がい児を受け入れていた。園舎は、職員の創意と工夫で、障がい児が使用しやすい環境を保っている。障害のある子どもに合わせた個別指導計画を立てて、職員会議等で情報を共有し共通認識に努めていた。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)		—	56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
				—	57 職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
				—	58 保育所の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
			それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	<p>・「保育マニュアル」があり、子どもの気持ちに寄り添い、家庭的で安心して過ごせるように配慮している。「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」を基に全体的な計画に長時間にわたる保育の保育内容、留意点を明記している。保育内容や家庭の意向を記載し、活動の連続性に配慮して保育を行っている。年間指導計画、月週案は生活の連続性に配慮し、計画を立てている。</p> <p>・カーペットやゴザを用意し、静かに遊べる空間作りをしている。必要事項、連絡事項はしっかり引継ぎをし、情報共有を行っている。</p> <p>・訪問当日、一人だけ長時間保育の子がいたが、保育の情報の引継ぎはよくできていた。</p>
					60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
					61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
					62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
					63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
					64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
					65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a)	<p>66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>園舎と中条小学校校舎が一体的になっているので、こまめな交流を実施しておりスムーズな連携が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保小中一貫プロジェクトを実施しており、里帰り、春探し散歩等、年に数回年長の子どもと小学生の交流がある。同一建物内で交流がとて取りやすい環境である。</li> <li>・幼保小連絡会や連携会議で就学に向けた連携を図っており、伝え合う機会がある。年長の担任は園長、主任と相談して、保育要録を作成し、小学校へ引き継いでいる。</li> </ul>
		(3) 健康管理	子どもの健康管理を適切に行っている。	a)	<p>71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</p> <p>72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</p> <p>73 子どもの保健に関する計画を作成している。</p> <p>74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</p> <p>75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</p> <p>76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</p> <p>77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</p> <p>78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保健マニュアル」、「事故ケガ対応マニュアル」があり保健計画の作成をしている。保育士は、毎日少人数の子どもの一人ひとりの顔が見えて、少しの体調の変化も把握していた。看護師は常駐していないが地域を担当する看護師の支援を受け「看護師マニュアル」を利用している。</li> <li>・「業務支援システム」により子どもの出欠席の管理、情報確認を行い緊急連絡カードに年度末に追加があるか確認して記入している。</li> <li>・乳幼児突然死症候群（SIDS）について園内研修を行って、午睡時は細心の注意を払っている。部屋は顔色分かるようにカーテンを開けておき、未満児は5分に1回、幼児は30分に1回呼吸等のチェックを行って、記録することになっている。1歳児は入園していない。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(3)	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a)	<p>79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p>80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p>81 家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p>	<p>・内科検診・歯科検診は年2回行っている。</p> <p>・歯科指導で教わった特色ある「あいうべ体操」を毎日行っている。「あいうべ体操」は口呼吸を予防し、鼻呼吸を自然に行うための健康体操で、2歳児もコップに水をつけて歯ブラシをしていた。</p> <p>・健診結果は職員会で報告し職員間で共有し保護者に伝え受診が必要な時は早めに受診を促している。</p>
			アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	—	<p>82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p>83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p>84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</p> <p>86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</p> <p>87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</p>	<p>・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、アレルギー除去についての「食物アレルギーによる誤食を防ぐためのマニュアル」「誤食を防ぐための配膳手順」等のマニュアルがあり実施している。少人数のため、配慮が行き届き、どの保育士も適切に対応している。</p> <p>・アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもは該当なしであるが、医師の指示に従い、「保育所等生活管理表」により関係者と協議し保護者との連携を密にして対応する手順になっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(4) 食事	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a)	88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	<p>・園目標の一つに「健康な生活リズムを身につけ、思いやり体を動かしおいしくご飯食べよう」を掲げ、「全体的な計画」「月案」で年齢に応じた食に関する具体的な計画を立てている。戸外で体を十分動かして遊び空腹感を感じ、楽しく、美味しく食事ができるように心掛けている。</p> <p>・指導計画に記載、実施して、年齢に応じた食材の大きさ、固さ等給食担当と相談している。一人ひとりに合った量を提供し体調、活動量、年齢を考慮し量を加減している。</p> <p>・野菜の栽培を通し、少しでも興味を持てるようにしている。園で栽培した野菜は、「給食提供計画書」に基づき使用し、給食献立以外に子どもの手を介する調理は、原則として行わない。</p> <p>保護者から、「保育園へ通い始めた頃は、野菜等をあまり食べなかったが、食べられる食材が増え良かったと思う」というコメントがある。</p>
					89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
					90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
					91 食器の材質や形などに配慮している。	
					92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
					93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
					94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
			子どもがおいしく安心して食べるのでできる食事を提供している。	a)	95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	<p>・食材はできるだけ安全な国産や県内産を使用している。調理員は「検食簿」「献立表・日誌」等の記録をし、残食量等を踏まえて次の献立に反映している。</p> <p>・保育・幼稚園課の栄養士をはじめとした長野市の献立検討委員会で季節感のある献立を立てている。郷土食（おやき・こねつけ・にらせんべい等）や行事食（クリスマス・お正月・節分・ひな祭り等）を取り入れ、地域や行事の食文化を伝えている。離乳食は月齢や発達に合わせて調理している。</p> <p>・調理員は子ども達の食事の様子をみて食事の状況を把握し、調理に生かしている。また、調理員は保健マニュアルや調理員衛生管理チェック表に基づいて衛生管理を行い、「食品衛生自主管理点検表」で市の保育・幼稚園課の栄養士に報告している。</p> <p>長野市は全園同じ献立により調理しているが、味付けは美味しかった。ベテラン調理士のセンスと人柄が表れている。子ども達の食べる様子をよく観察していた。</p>
					96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
					97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
					98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。	
					99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
				100 季節感のある献立となるよう配慮している。		
				101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(4)			<p>102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</p> <p>103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</p>	
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a)	<p>104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</p> <p>105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</p> <p>106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。</p> <p>107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</p>	<p>1日の様子を幼児は「業務支援システム」のアプリにより毎日配信している。未満児は連絡帳に記入し伝えている。未満児の連絡帳には、家庭からも園からも丁寧な記録が残されていた。</p> <p>・行事等では保護者と顔を合わせながら子どもの様子を伝え、成長について共有できるようにしている。家庭数が少ないので丁寧な対応がされている。</p> <p>・給食のサンプルとメニューは当日玄関前に置かれ、提供された食事の内容が保護者にわかるよう工夫されている。</p>
		(2) 保護者等の支援	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b)	<p>108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</p> <p>109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</p> <p>110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</p> <p>111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</p> <p>112 相談内容を適切に記録している。</p> <p>113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</p>	<p>・送迎時には園長をはじめ保育士がしっかり一人ずつに声を掛けている。</p> <p>・いつでも相談できるということを園だよりで知らせており園全体で情報共有ができる体制ができている。</p> <p>「おひさま広場」では毎週木曜日に未就園児に園開放をしているが、地域の子どもが少ないためか、利用が極めて少ない。また、保護者の就労要件や理由を問わず、時間単位で保育所を利用できる「こども誰でも通園制度」を特別に提供できるサービスを今年度より始めたが地域の利用は限られている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	2	(2)	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b)	<p>114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</p> <p>115 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</p> <p>116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</p> <p>117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</p> <p>118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</p> <p>119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</p> <p>120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</p>	<p>・「児童の権利に関する条約」「児童虐待の対応について」等に基づいた「虐待対応マニュアル」がある。園内研修を行って、家庭での虐待、権利侵害の疑いがある子どもの早期発見、予防、対応に取り組んでいる。「虐待を発見するための園での1日のチェックポイント」を活用して、身体測定、プール、水遊び、おむつ替え等の時に子どもの体の様子を見たり、日々の子どもの服装、衛生面、食事の様子、発育状況等、小まめに観察を行って、兆候を見逃さないように努めている。虐待や権利侵害が疑われた場合はマニュアルに沿って園長に報告し、職員会で話し合って全職員で共有している。子育て家庭福祉課や児童相談所と連携をとるようにしている。</p> <p>不適切な保育防止の取り組み 現在不適切な保育は行われていないが、不適切な保育の未然防止に向けアンケートを検討する等継続した取り組みを推奨する。また「教育・保育の手引き」で園内で見かけた時は、上司に報告するとされている。長野市の公益通報制度等や外部通報窓口、通報者(報告者)保護について周知されることを期待する。</p>
	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a)	<p>121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。</p> <p>122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p> <p>124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p> <p>125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>	<p>・年間指導計画、月週案で振り返りをしっかり行い、次へ活かすようにしている。</p> <p>・全職員が自己評価を行い課題を見つけ、改善や意識の向上に取り組んでいる。正規職員は能力評価、業績評価にも対応している。</p> <p>福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価を行って、園全体の評価に繋げ、職員会議で検討して、次年度の事業計画に反映させ、保育の実践に活かしている。今年度、第三者評価を受審して、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ、利用者満足度の向上に繋げている。</p>